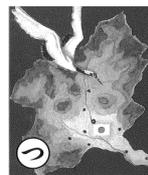




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月15日(火) 号外(第2号)

目次

ページ

条 例

○群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例(畜産課)

2

■ 条例

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十八号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は投薬」の下に「(豚熱に係る法第六条第一項に規定する家畜の注射にあつては、法第三条の二第一項の規定により作成された豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事認定獣医師(以下「知事認定獣医師」という。)による注射を含む。)」を加え、同項の表中

豚熱
一回につき
三四〇円

を

豚熱		
家畜防疫員による注射	一回につき	三四〇円
知事認定獣医師による注射	一回につき	六〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
